

北区健康づくり活動支援助成制度 事務手続きの手引き (令和8年度)

◆申請方法

次の①～④を健康政策課健康増進係にメール、郵送または電子申請してください。

① と②の様式は区公式サイトにてダウンロード可能です。

- ① 北区健康づくり活動支援助成申請書（第1号様式）
- ② 北区健康づくり活動実施計画書（第2号様式）
- ③ 名簿
- ④ 規約または会則

メールアドレス kenko-suishin@city.kita.lg.jp

郵送先 〒114-8508 北区王子本町 1-15-22
健康政策課健康増進係



電子申請（LoGo フォーム）

申請受付期間 令和8年4月10日（金）～令和8年9月30日（水）

（期限は区公式サイトでお知らせします。）

【問合せ】

北区役所健康部健康政策課健康増進係
〒114-8508
北区王子本町 1-15-22
TEL：03（3908）9068
メール：kenko-suishin@city.kita.lg.jp

■事業の目的

「住民相互の信頼感が高く、地域のつながりが豊かなほど、住民の健康が良い」と言われており、自助から共助の意識を高め、定期的に保健師等が支援することで、各コミュニティが継続的に運動やバランスの良い食生活などの健康づくりに取り組めることを目指します。

「東京都北区健康づくり活動支援助成制度」は、区内で活動をする企業や既存団体等が、その本来の活動に加えて新たに実施する団体構成員の健康づくりを目的とした活動にソーシャルキャピタルの力を活かし、北区が経費の一部助成や指導員の派遣、保健師等による予防的介入を行うことで、団体が行う自主的な健康活動継続を支援します。

■助成対象団体

- ・区内で活動する5名以上の団体であること。
- ・全体の8割以上の構成員が区内在住又は在勤であること。
- ・全体の5割以上の構成員が本制度を利用する他の団体に所属していないこと。
- ・企業と消費者で構成される団体ではないこと。
- ・特定の宗教や政治思想を広めることを目的とする団体、反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関りがある団体ではないこと。
- ・構成員の世帯数が3世帯以上であること。

■活動の実施

団体の本来の活動に加えて新たに実施する健康課題解決のための活動を月1回以上継続的に実施します。助成の対象になる活動は、生活習慣病予防、食、運動、休養、歯、口腔などの健康づくりに資する活動です。

上記の活動に加えて、下表の取組設定目標から必須項目と任意項目を合わせて2つ以上設定し取り組みます。

	内容
必須	あるきたアプリダウンロード率 15人以下の団体：100% 16人以上：80%
任意	特定健診または定期健診受診率 15人以下の団体：100% 16人以上：80%
1つ以上 設定	がん検診受診率 15人以下の団体：100% 16人以上：80%
	歯科健診受診率 15人以下の団体：100% 16人以上：80%
	あるきたアプリ「月間ランキング（なかよし）機能」を活用し、歩数全員8000歩以上/日
	主食、主菜、副菜をそろえて1日2回以上食べ、あるきたアプリの健康チャレンジ内にチェックを入れる
	あるきたアプリの立ち上がりカウント機能を活用し、30分に1回なら3分間、1時間に1回なら5分間くらい立ち上がって動く

- ・任意項目の設定を含む活動内容についての調整を行うため、区の保健師等の助言を受けることを必須とします。
- ・健康づくり活動を実施するにあたり、準備、運営、会場の確保等については各団体で行ってください。
- ・区が派遣する健康づくり人材の指導によらない事故や怪我・病気等の責任は負いかねます。

■助成内容

①助成金の交付

交付金額は対象経費の合計額であり、年度あたりの上限額は下表のとおりです。

構成員数	5名以上15名未満	15名以上
助成額	30,000円	50,000円

対象経費は活動を実施するために要した下表に定める経費です。

助成対象経費	内容
材料費	事業実施に必要な消耗品購入費
印刷製本費	事業実施に必要なパンフレット・チラシ作成費及び資料等印刷費
役務費（郵送費）	事業実施に必要な郵送経費
使用料及び賃借料	事業実施に必要な有料貸出施設・附帯設備の利用料及び駐車場料金
その他	上記のほか必要と認める経費

※次の経費は助成対象としません。

- ・他の制度による助成対象として申請し、交付決定を受け、又は交付された経費
- ・その他、助成金の交付が適当でない経費

②グループで企画する健康講座の講師費用の助成があります。

健康づくり人材バンクに登録されている指導員を年度あたり2回派遣（助成基準額内）します。

※事故けが等ありましたら健康政策課健康増進係へご連絡ください。

<助成基準額>

30分未満	30分以上60分未満	60分以上90分未満	90分以上
4,000円	7,000円	10,000円	13,000円

■助成期間

登録開始年度から3年度です。3年度目終了後に再度の申請はできません。

■手続きの流れ



①申請

- ・申請方法については、表紙をご確認ください。
- ・名簿については氏名・生年月日・住所が記載されていること。様式は問いません。北区内の事業所で申し込む在勤の方は勤務先住所で構いません。生年月日は年齢または年代でも構いません。
- ・規約または会則がない場合は作成をお願いします。

②助言・審査

- ・保健師が計画内容を確認させていただき、より効果的な健康活動について助言します。
- ・ご希望の団体には、活動内容について相談を受け付けますので、事前にお申し出ください。
- ・ご提出いただいた申請書や計画書等をもとに審査します。
- ・記載内容に確認の必要が生じた場合はご連絡させていただくことがあります。

③助成決定通知

- ・申込多数の場合は先着順になります。結果は申請されたすべての団体に通知いたします。助成が却下された団体にも通知いたします。
- ・助成決定通知日が助成期間の開始日となります。（施設使用日・購入日が通知日以前のものは助成対象になりませんのでご注意ください）
- ・助成対象活動の中止または廃止をしようとするときは、北区健康づくり活動中止（廃止）承認申請書を提出してください。

④活動実施

グループで企画する健康講座の講師費用の助成が活用できます。

健康づくり人材バンクに登録されている指導員を年度あたり2回派遣（助成基準額内）希望する団体は「東京都北区健康づくり人材バンク指導員紹介申請」を健康増進係に郵送または電子申請してください。指導員一覧や申請方法等詳細は区公式サイトをご覧ください。

謝礼は区から指導員へ支払います。

※令和9年1月15日（金）までに講座を実施してください。



区公式サイト
指導員一覧参照

⑤報告・請求

◆報告書・請求書・領収書の提出

- 北区健康づくり活動実施報告書（第2号様式）（計画書に報告書の部分を追記したもの）…郵送か窓口持参かメール
- 活動の開催通知文や開催の様子がわかる写真などの記録…郵送か窓口持参かメール
- 北区健康づくり活動支援助成金請求書（第6号様式）（自署で記入したもの）…郵送または窓口持参
- 領収書（原本）…郵送または窓口持参
- 口座振替依頼書…郵送または窓口持参

◆提出先と提出期限

郵送先：〒114-8508 北区王子本町1-15-22 健康政策課健康増進係
送付先メールアドレス： kenko-suishin@city.kita.lg.jp

提出期限 令和9年1月15日（金）必着

※様式は区公式サイトにてダウンロード可能ですが、報告書は計画書に上書きして作成してください。

※領収書やレシート等（品目がわかるもの）を必ず提出してください。

※領収書のあて名はできる限り上様ではなく団体名にしてください。

◆次年度更新書類の提出

- 北区健康づくり活動支援助成申請書（第1号様式）…メール、郵送または電子申請（LoGoフォーム）
- 北区健康づくり活動実施計画書（第2号様式）…メール、郵送または電子申請（LoGoフォーム）
- 名簿
- 規約または会則（変更がある場合に提出）

◆提出先と申請期間

郵送先：〒114-8508 北区王子本町1-15-22 健康政策課健康増進係
送付先メールアドレス： kenko-suishin@city.kita.lg.jp

申請期間 令和9年1月5日（火）～令和9年2月26日（金）

⑥ 交付

- 活動後の助言をします。
- 助成事業の成果が助成の決定の内容及び条件に適合するかを審査したうえで、交付金額を確定します。
- 助成金交付確定通知にて決定した助成金の請求者に対して交付します。
- 次の事項のいずれかに該当したときは助成金交付決定を取り消します。
 - (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
 - (2) 助成金を定められた助成金対象経費以外の用途に使用したとき。既に助成金が交付されているときは、その返還を命じます。